

令和 4 年 9 月 2 1 日

京丹後市長 中 山 泰 様

京丹後市情報公開・個人情報保護審査会

会長 曾根 寛

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について（答申）

令和 4 年 9 月 1 日付 4 市民第 6 8 8 号により諮問された、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度（以下「本件制度」という。）について、下記のとおり答申します。

記

第 1 審査会の結論

京丹後市個人情報保護条例（平成 1 7 年京丹後市条例第 1 1 号。以下「保護条例」という。）第 7 条第 2 項第 6 号の規定による保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用（以下「目的外利用」という。）の妥当性を認める。

第 2 実施機関の職員の説明要旨

(1) 登録の対象者

- ・本市の住民基本台帳に記録されている者（削除された者を含む。）
- ・本市の戸籍の附票に記録または記載されている者（削除された者を含む。）
- ・本市の戸籍に記録または記載されている者（除かれた者を含む。）

(2) 登録の申込方法

本件制度に登録をしようとする者は、市民課又は各市民局に「登録申込書」の提出及び本人確認書類を掲示する。代理人による申し込みも可能とする。郵送又は信書便により申し込む場合は、申込書と併せて本人確認書類の写しを同封させるも

のとする。

市民課は申込内容を審査し、「登録者名簿」に登録するとともに、登録をした者（以下「登録者」という。）宛に「登録通知書」を送付する。

(3) 登録内容の変更・登録の廃止について

登録者の氏名、住所、本籍若しくは筆頭者に変更があったとき、又は登録を廃止しようとするときは市民課又は市民局に「変更・廃止届出書」を提出する。

(4) 登録の抹消

次のいずれかに該当するときは、登録が抹消される。

- ・ 廃止届出があったとき
- ・ 登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- ・ 住民票が職権消除されたとき
- ・ その他、登録を抹消する理由が生じたとき

(5) 本人通知について

登録者の代理人又は自己の権利を行使若しくは義務の履行のため住民票の写し等を請求する正当な理由がある第三者から、登録者本人を請求の対象者とした住民票の写し等（住民票の写し（除籍を含む。）及び住民票記載事項証明書並びに戸籍謄本及び抄本（除籍を含む。）、戸籍記載事項証明書（除籍を含む。）及び戸籍除票（除票を含む。）をいう。）の交付の請求を受け、市が交付した場合に、その交付した事実を「本人通知書」により登録者本人の住所登録地へ制度の説明用紙と併せて郵送で通知する。

第3 審査会の判断理由

本件は、住民票の写し等を交付することを目的として市が取得した個人情報を、本件制度において住民票の写し等を取得された本人へ通知するため、利用目的以外の目的のために利用をすることに係る諮問であると解される。

本件制度により本人に通知される保有個人情報は、住民票の写し等の交付年月日、交付した住民票の写し等の種別及び通数並びに住民票の写し等を請求した者（以下「請求者」という。）の種別（本人等の代理人又は上記以外の第三者のいずれか）であり、この通知をもって請求者を特定し得るものではなく、また市が通知をする対象者は住民票の写し等が取得された登録者に限定されていることから、利用目的

以外の目的のための利用における保護条例第7条第2項に規定する本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれはないと思料される。

以上のことから本件制度における本人への通知で利用目的以外の目的のために利用される保有個人情報内容及びその通知される範囲は妥当であると認められる。

第4 留意事項

本件制度において通知される保有個人情報の内容及びその通知される範囲は妥当であると思料される所であり、かつ、本件制度が住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防止することに寄与することは十分理解できるところである。一方で、本件制度で通知される情報は、個人情報開示請求など別の制度と併せることにより請求者の特定ができ得るものであると思われる。このことから、本件制度を広く周知するとともに、請求者の個人情報を開示する場合にあっては、住民票の写し等を取得する法令等により認められた正当な権利であることを十分に理解した上で、住民票の写し等を取得された者のみならず、請求者の権利利益を不当に侵害することがないように本件制度は慎重に運用をされることを求めるものである。

第5 審査の経過

本件諮問に係る審査の経過は、以下のとおりである。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年 9月 1日	諮問書の受理
令和4年 9月 2日	審議（第1回）
令和4年 9月13日	審議（第2回）
令和4年 9月21日	答申